

事務連絡

平成24年3月12日

各都道府県保健福祉主管部局御中

厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課

福祉人材確保対策室

社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課

老健局振興課

老健局高齢者支援課

老健局老人保健課

喀痰吸引等業務の施行等に係る Q&A について（その5）

次年度以降の喀痰吸引等の制度運用に係る質問のうち、都道府県から照会の多いものについて、別添のとおり Q&A 集を作成しましたので送付します。

各位におかれましては、内容御了知の上、必要に応じて事業者等への周知等をお願いいたします。

A 喀痰吸引等の制度に関すること

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
A39	登録喀痰吸引等事業者	様式	<p>登録研修機関の講師の要件については、施行通知の中で、下記のもの望ましい条件の一つとして示されているところ。</p> <p>・平成23年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(指導者講習)の開催について」(平成23年8月24日 老発0824第1号老健局長通知)による指導者講習を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師及び上記指導者講習と同等の内容の講習として都道府県において実施された講習“等”を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師</p> <p>この「等」には登録研修機関自らが、別紙の様な内容で行った研修については、講義内容や講義時間が上記研修と同等以上であり、省令上の第1・2号研修内容に見合うプログラムで構築されていることから、上記指導者講習と同等の内容の講習とみなして差し支えないか。</p>	同等の講習として取り扱って差し支えない。
A40	登録喀痰吸引等事業者	登録	<p>喀痰吸引等を介護職員が行うためには、職員が認定特定行為業務従事者としての認定を受け、登録特定行為事業者の職員として行う必要があるが、喀痰吸引等を利用者・家族が行う場合であって、介護職員は喀痰吸引等を行わず、事前の姿勢の整えや器具の準備、片付けのみをする場合には、介護職員の認定や、事業者としての登録は必要ないと解して良いか。</p>	御見込みのとおり。

B 経過措置対象者に関すること

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
B14	違法性阻却通知関係	対象者	「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成22年4月1日医政発第0401第17号厚生労働省医政局長通知)に基づくたんの吸引等の実施者について、経過措置としての認定特定行為業務従事者の認定の範囲はどのように考えればよいか。	認定特定行為業務従事者としての認定は、原則として平成24年3月末までの間に特別養護老人ホームで就業した者。なお、上記通知に基づき特別養護老人ホームでたんの吸引等を実施していた介護職員であって、平成24年3月末の時点で休業中の者等を含む。

区分	講習名	講習内容	時間	講師
—	オリエンテーション・自己紹介		10分	看護師
講義	介護職員等による喀痰吸引等の実施について	●制度の概要及び関連法規等	40分	担当者
講義	介護職員等による喀痰吸引等の研修カリキュラムについて	●研修の概要と指導者の役割 ●高齢者介護の理念及び医療的ケアに関する倫理等	40分	医師
講義	喀痰吸引のケア実施について	●「喀痰吸引が必要な利用者のケアに関する知識・技術」における指導上のポイント ●「喀痰吸引の指導、評価」の手順	50分	看護師
講義	経管栄養のケア実施について	●「経管栄養が必要な利用者のケアに関する知識・技術」における指導上のポイント ●「経管栄養の指導、評価」の手順	50分	看護師
講義	コーチングについて	●研修効果を上げるための指導法について ●講義、演習の指導上の留意点	60分	看護師
演習	喀痰吸引のケア実施について		70分	看護師
講義	心肺蘇生とAEDについて	DVDを用いた講習	30分	看護師
演習	経管栄養のケア実施について		70分	看護師
講義	安全管理体制とリスクマネジメントについて	●ヒヤリハット、アクシデント報告の意義と実際等	40分	看護師
講義	施設、事業所における体制整備について	●ケア実施に必要な体制整備の概要と各職種の役割等	40分	看護師
			500分 (講義) 350分 (演習) 140分 (－) 10分	